

保育所等入所選考基準表

★選考指数(利用の優先度) = 「①基本指数(父)」 + 「①基本指数(母)」 + 「②該当するもの全て(世帯単位)」 (※同点時は③の順に決定)

①基本指数

番号	類型	詳細		指数	
1	就労	家庭外労働 家庭内労働 自営業 内職	月実働150時間以上を常態	12	
			月実働120時間以上150時間未満を常態	10	
			月実働80時間以上120時間未満を常態	8	
			月実働48時間以上80時間未満を常態	6	
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため、保育ができない		10	
3	疾病・障がい	疾病・傷病	入院	1か月以上の入院又は入院見込み	12
				常時臥床	12
			自宅療養	1か月以上の安静を要する診断又は日常生活動作に支障をきたしている	9
				一般療養（上記以外で通院加療が必要）	7
		心身障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・④、介護保険の要介護度が3～5のいずれかに該当	12	
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・⑤、介護保険の要介護度が1～2のいずれかに該当	9			
		身体障害者手帳4～6級、介護保険の要介護度が要支援のいずれかに該当	7		
4	親族の介護・看護	親族の介護・看護のため、保育ができない（病院付き添い、自宅療養等）		1を準用	
5	災害復旧	災害復旧活動のため、保育ができない		12	
6	求職活動・起業準備	求職活動（起業準備を含む。）のため、日中の外出を常態		4	
7	就学・技能習得等	就学・技能習得等（職業訓練を含む。）のため、保育ができない		1を準用	
8	DV・虐待	現在DV等の被害にある、または、過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において被害を受ける恐れがある		12	
9	育児休業取得継続利用	育児休業時に既に保育所（園）を利用し、継続利用が必要		9	

②調整指数

番号	詳細	指数
1	既に利用している児童が継続して利用を希望する場合	+30
2	同一認定こども園内で1号認定から2号認定へ転籍する場合（保育が必要な事由が、求職活動である場合を除く。）	+20
3	児童福祉法による支援の必要な者	+20
4	ひとり親家庭（母子及び寡婦福祉法による配慮）	+20
5	地域型保育事業の修了児童	+5
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+4
7	産休・育休からの復帰を予定している者	+3
8	生活保護世帯（自立支援につながる場合）	+3
9	障害児である場合	+3
10	きょうだい（多胎児を含む。）が同一の保育施設等の利用を希望する場合	+3
11	基本指数の番号1において、就労予定及び自営準備の者	-1
12	添付書類等が正当な理由なく期日までに提出がなかった者	-2
13	児童の住所が本町以外の場合（転入予定の場合を除く。）	-5
14	保育料等の滞納があり、納付相談がない又は納付約束の履行をしない者（卒園児も含む。）	-5
15	過去に希望施設への入所内定を辞退した者	-5

保育所等入所選考基準表

③同一点数時の優先順位

番号	詳細	順位
1	虐待・DV	1
2	災害復旧	2
3	ひとり親家庭	3
4	疾病・障がい等	4
5	親族の介護・看護	4
6	就労	6
7	就学・技能習得等	6
8	妊娠・出産	8
9	就職が内定している	9
10	就学・技能習得等を予定している	9
11	育児休業取得者（延長不可＞延長可（終了期間の早い順））	11
12	希望施設にきょうだいが在園している	12
13	求職活動・起業準備	13
14	申請時期（一斉申請（期間中の申請日は無関係）＞随時申請日の早い順）	14
15	当該保育施設の希望順位の高い順	15
16	申込児童の生年月日の早い順	16
17	保護者の合計収入金額の低い順	17